

## 実質化された人・農地プラン

市町村名	対象地区名(地区内集落名)	作成年月日	直近の更新年月日
阿南市	橘	令和4年3月2日	令和5年3月3日

### 1 対象地区的現状

①地区内の耕地面積	79 ha
②アンケート調査等に回答した地区内の農地所有者又は耕作者の耕作面積の合計	43 ha
③地区内における70才以上の農業者の耕作面積の合計	42 ha
i うち後継者未定の農業者の耕作面積の合計	9 ha
ii うち後継者について不明の農業者の耕作面積の合計	24 ha
④地区内において今後中心経営体が引き受ける意向のある耕作面積の合計	19 ha
(備考)	

注1:③の「〇才以上」には、地域の実情に応じて、5~10年後の農地利用を議論する上で適切な年齢を記載します。

注2:④の面積は、下記の「(参考)中心経営体」の「今後の農地の引受けの意向」欄の「経営面積」の合計から「現状」欄の「経営面積」の合計を差し引いた面積を記載します。

注3:アンケート等により、農地中間管理機構の活用や基盤整備の実施、作物生産や鳥獣被害防止対策、災害対策等に関する意向を把握した場合には、備考欄に地区の現状に関するデータとして記載してください。

注4:プランには、話合いに活用した地図を添付してください。

### 2 対象地区的課題

今後中心経営体が引き受ける意向のある耕作面積は、70才以上で後継者未定の農業者の耕作面積を10ha程度上回っているが、後継者不明(アンケートに未回答)の耕作面積と合わせると、14ha程度少くなり、新たな農地の担い手確保について引き続き検討していくことが必要。
b また中山間地域であることから、鳥獣害対策についても電気柵の設置など地域全体で取り組む必要がある。

注:「課題」欄には、「現状」を基に話合いを通じて提示された課題を記載してください。

### 3 対象地区内における中心経営体への農地の集約化に関する方針

橘地区の農地がまとまって存在する鵠地区の農地利用は、農業法人1経営体と、3名の中心経営体が担い手となって農地の集積・集約化を促進していく。
---

注1:中心経営体への農地の集約化に関する将来方針は、対象地区を原則として集落ごとに細分化して作成することを想定していますが、その「集落」の範囲は、地域の実情に応じて柔軟に設定してください。

注2:「中心経営体」には、認定農業者、認定新規就農者、経営所得安定対策の対象となる法人化や農地の利用集積を行うことが確実と市町村が判断する集落営農及び市町村の基本構想に示す目標とする所得水準を達成している経営体等が位置付けられます。

#### 4 3の方針を実現するために必要な取組に関する方針(任意記載事項)

##### 農地の貸付け等の意向

貸付け等の意向が確認された農地は、82筆、6haとなっている。

##### 農地中間管理機構の活用方針

鶴・土井崎周辺地域において、令和2年度に農地集積に取り組んでおり、今後も中心経営体への集積・集約化を進める。

##### 鳥獣被害防止対策の取組方針

農地耕作改善事業における営農環境整備支援事業により、鳥獣害対策として鳥獣防止柵の整備を進め、令和元年度に設立された農業法人を中心に、地域全体で鳥獣害対策に取り組んでいる。

##### その他

今後も話し合い等の活動を推進して行い、定期的な見直しにより地域農業の課題を認識し、将来方針を決めなど人・農地プランの内容の充実を図る。